

徳島県社会福祉審議会の審議事項

地方社会福祉審議会（40名）		
社会福祉に関する事項〔社会福祉法第7条第1項、第12条第1項〕		
分科会名	審議事項	年間開催 予定回数
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査等に関する事項〔社会福祉法第11条第1項〕 〔民生委員法第5条第2項、第7条、第11条第2項及び第12条〕	3年に1回 程度
老人福祉専門分科会	老人福祉に関する事項〔社会福祉法第11条第2項〕 ・事業、施設の改善命令等を命ずるとき〔老人福祉法第18条の2、第19条〕	必要に応じて
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者福祉に関する事項〔社会福祉法第11条第1項〕 ・身体障害等級の診断医師の指定を行うとき〔身体障害者福祉法第15条第2項〕 ・指定医の指定取り消し〔身体障害者福祉法施行令第3条第3項〕	年1回程度
同審査部会	・身体障害者の障害程度の審査に関する事項〔身体障害者福祉法施行令第5条〕 ・医療機関（病院又は診療所）の新規指定等に関する事項	年1回程度
児童福祉専門分科会	・児童福祉、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項〔児童福祉法第8条第2項〕 ・児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずるとき〔児童福祉法第46条第4項〕 ・認可を受けない施設の設置者に対し、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるとき〔児童福祉法第59条第5項〕 ・里親として認定するとき〔児童福祉法施行令第29条〕 ・児童福祉文化財につき推薦、勧告すること〔児童福祉法第8条第7項〕 ・児童福祉法第33条の15第2項の規定による報告に係る事項について、意見を述べること〔児童福祉法第33条の15第3項〕 ・児童福祉施設の最低基準の向上を勧告するとき〔児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条〕 母子家庭等の福祉に関する事項〔母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条〕 ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の継続的資金貸付者に対する貸付を止めるとき〔母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条〕 ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること ・当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること〔子ども・子育て支援法第77条第4項〕 ・幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項〕 ・幼保連携型認定こども園の事業の設置認可の取消しに関する事項〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項〕	年3回程度
同母子福祉資金審査部会	・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する事項	必要に応じて （年3回程度）
同児童相談所審査部会	・児童福祉法第27条第1項第1号から第3号までの措置若しくは第2項の措置を採る場合、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除、停止、変更する場合〔児童福祉法第27条第6項〕 ・児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析並びに児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証〔児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項〕	必要に応じて （年5回程度）
同認定こども園等審査部会	・保育所の設置認可に関する事項〔児童福祉法第35条第6項〕 ・幼保連携型認定こども園の設置認可に関する事項〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項〕	必要に応じて （年1回程度）
地域福祉推進専門分科会	・徳島県地域福祉支援計画に関する事項〔社会福祉法第108条〕	必要に応じて （計画改正時） ※H30開催予定